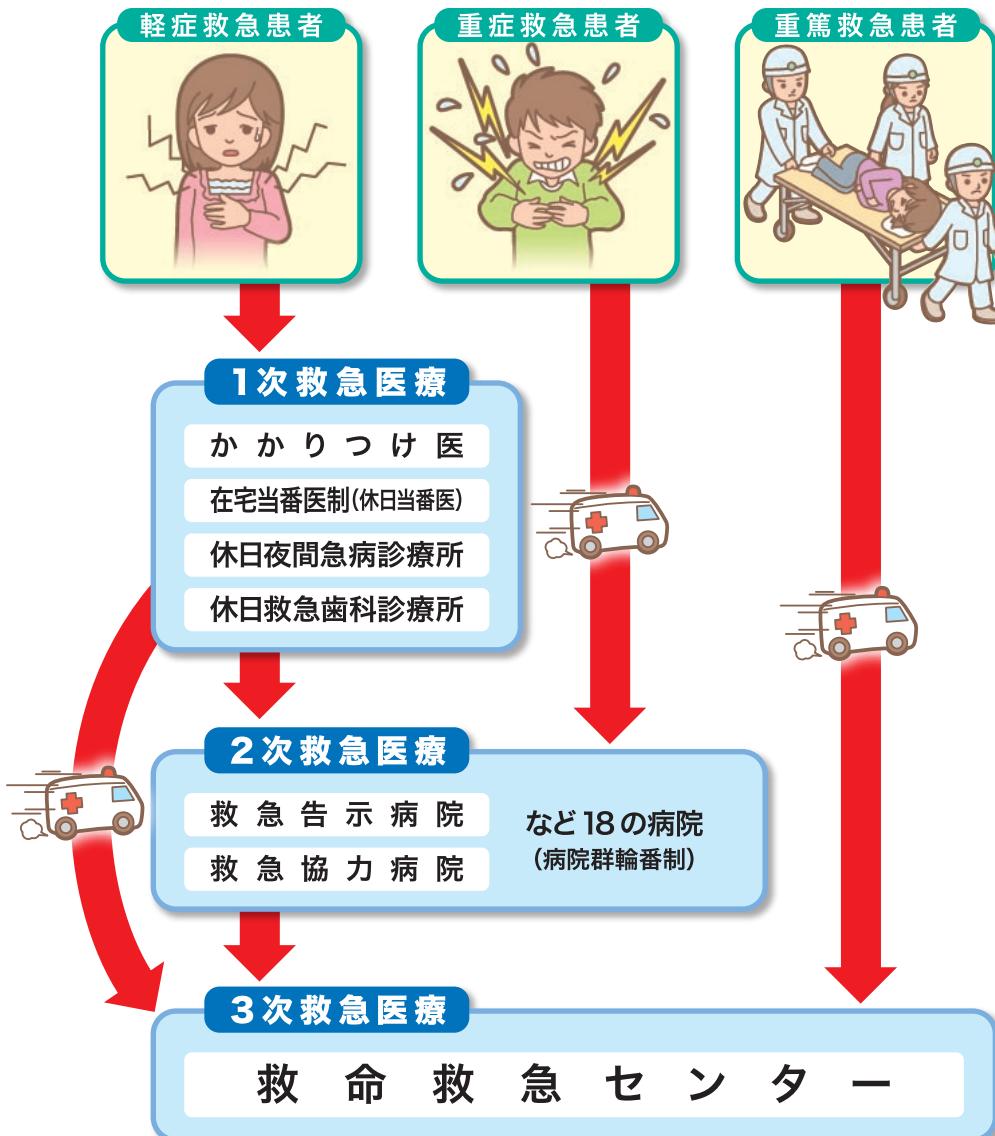


本市の救急医療体制

本市の救急医療は、一次（初期）・二次・三次救急医療と、患者さんの症状に応じて医療機関が機能や役割を分担しながら医療を提供しています。



※ 休日当番医の当番医療機関については、広報いわきをご覧ください。

救急車の適正利用にご協力を！

～救急車の数には限りがあります～

緊急性のない病気やけがで救急車を利用する方がいると、本当に救急車を必要とする重症患者が利用できなくなり、命にかかる大事に至ってしまうことがあります。

救急車は無料のタクシーではありません。



救急車を呼んだとき

救急車を待っている間

(1) 次のものを準備しましょう。

- 健康保険証
- 親子（母子）健康手帳
- 乳幼児医療費助成受給者証
- お金



救急車で病院に行くとき

(1) 救急隊員の指示に従いましょう。

(2) 火元の確認、戸締りを忘れずに